

千曲市告示第39号

千曲市商工団体等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月25日

千曲市長 小川 修 一

千曲市商工団体等補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市商工団体等補助金交付要綱（平成25年千曲市告示第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第4条の表中

「

(5) 商工会議所及び商工会会員の健康維持及び増進を図るために行われる事業に係る経費から、受診者負担金総額を控除した経費	対象経費の2分の1以内とする。ただし、限度額を商工会議所80万円、商工会を60万円とする。
(6) 商工業の振興及び地域経済の発展が図られると市長が特に認める事業に係る経費	対象経費の2分の1以内とする。

」を

「

(5) 商工業の振興及び地域経済の発展が図られると市長が特に認める事業に係る経費	対象経費の2分の1以内とする。
------------------------------------------	-----------------

」に

改める。

第5条中「千曲市商工業振興条例」の次に「（平成15年千曲市条例第168号）」を加える。

別表中

「

一団体ごととする。	400万円
商工会議所及び商工団体の当該年度における指導・振興事業等に要する経費の合計額とする。ただし、人件費、支部活動費、及び別に補助の交付を受ける事業等については対象外とする。	付表1「会員加入加算表」により算出した額

」を

一団体ごととする。	450万円
商工会議所及び商工団体の当該年度における指導・振興事業等に要する経費の合計額とする。ただし、人件費、支部活動費、法定の健康診断に係る助成及び別に補助の交付を受ける事業等については対象外とする。	付表1「事業費加算表」により算出した額

」に

改め、同表の付表1中

250
300
350
400
450
500
550
600
650
700
750
800
850
900
950
1,000
1,050
1,100
1,150
1,200
1,250

300
350
400
450
500
550
600
650
700
750
800
850
900
950
1,000
1,050
1,100
1,150
1,200
1,250
1,300

」を

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の千曲市商工団体等補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請にかかるものから適用し、施行の日前までの申請に係るものについては、なお従前の例による。